

2012年10月5日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（通称「子どもと法・21」）

検察官関与及び少年刑見直しに反対する意見書

【趣旨】

現在諮問されている少年法「改正」案につき、検察官関与の拡大と少年刑見直しについて反対します。

子どもの権利条約に照らして議論してください。

【理由】

はじめに

(1) 子どもの権利条約に反しているのか？

わが国は子どもの権利条約を批准しています。

子どもの権利条約における少年司法の目的は、2000年「改正」前の少年法と考えを一にしています。そのことは日本政府が1996年に国連子どもの権利委員会に提出した第一回政府報告書でも明らかです。しかし、その後わが国は2000年、2007年、2008年と3度にわたって子どもの権利条約に反する「改正」をしてきました。そのことが改悪であることは国連子どもの権利委員会（CRC）から2度にわたって指摘されていることから明らかです（別添参照）。特に第3回目の所見（2010年6月）では「委員会はまた、少年司法分野におけるものも含め、国内法の一部の側面が条約の原則および規定にいまなお一致していないことにも留意する。」（パラ11）として、この間の子どもにかかる法改正中、少年法「改正」が名指しで批判され、具体的な問題についてはパラ83～85で詳細な批判がなされています。にもかかわらず、今回あらたに検察官関与の拡大と少年刑の長期化・厳罰化が企図されています。

これまでの少年法「改正」では子どもの権利条約（とそれと一体となる少年司法に関する国際文書）は少しも顧みられず、考慮されたこともありません。日本政府はこの条約を遵守する義務があります。少年法の見直しに関する議論をする法制審においては、今度こそ子どもの権利条約をはじめとした国際文書、とりわけCRCの一般的意見10号（少年司法における子どもの権利）に照らして議論をしてください。

(2) わたしたちの会と子どもの成長発達を支える視点

わたしたち子どもと法・21の前身は、2000年の少年法「改正」の反対をしてきた「検察官関与に反対し少年法を考える市民の会」です。検察官関与は少年法の理念の中核を崩す象徴としてこの名称を使っていました。この会は少年司法に関係する現場の方・研究者も

含め多くの市民が集い、徹底して「子どもの立場」にたって考えながら活動すべきとして市民運動をしてきました。2000年「改正」後、子どもの状況がますます深刻になることを懸念し、2000年「改正」の監視と今後もあるかもしれない少年法「改正」反対運動を準備するのみならず、広く子どもの置かれている状況をも注視し改善を求めため改組しました。少年非行は子どもの育ちの問題であるので、名称も「子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会」としました。国連子どもの権利委員会に、検察官関与を含めてこれまでの少年法「改正」の誤りをNGOレポートとして提出してきました（「少年司法の分野」）。今日では少年法やその「改正」問題を考えるため入会する学生等も増えています。

会の活動をすすめるたび、なぜ子どもたちの置かれている状況を改善しないで少年法「改正」、それも子どもの権利の保障ではなく、管理化・厳罰化の方向の「改正」ばかりにいくのか、日ごとに疑問が積もっていきます。少年非行の根本的な問題には手をつけず、子どもだけを力尽くでやりこめ、さらに管理を強化していく。この方向は間違っており、子どもを萎縮させるばかりではないでしょうか。非行防止に必要なのは子どもの権利条約を実現させる施策を定着させ、国連非行防止のためのガイドラインを実施すること。このことが会の活動のなかで明確に見えてきています。今回はこの視点からも反対意見を申し述べます。

以下、上記を踏まえて、検察官関与の拡大と少年刑の見直しに反対する意見を提出します。

第1 検察官関与の拡大

1 検察官関与と少年法の理念

2000年、2007年、2008年と3度にわたった少年法「改正」は少年法の理念を崩すものでした。この状況のなかで検察官関与の拡大がなされれば少年法の理念の崩壊は決定的です。

もともと少年審判において検察官関与は無縁です。戦前の少年法さえも少年審判に検察官は関与できませんでした。

戦後日本国憲法の制定とともに少年法も新しくなり、子どもの成長発達権（憲法13条）を支援する法として日本国憲法にふさわしい少年法が制定されたのです。少年法1条の「健全育成」とは教育基本法（1947年）と児童福祉法の目的と共通するもので、子どもの成長発達支援を意味します。これはまた子どもの権利条約とも合致しています。

非行は子どもの育ちの問題です。犯罪をおかした子どもはさまざまな状況のなかで成長してきていますが、犯罪の背後にはこの成長過程でもたらされた問題が大きくかかわっています。そこで当該子どもの成長発達を支援するためには人間諸科学を用いなければ適切な処遇ができないという考えで、戦後新たに設置された家庭裁判所に人間諸科学の専門家である調査官制度を設け少年鑑別所も設置しました。そのうえで、教育的・福祉的観点で少年に働きかけ、少年の自立を促し少年自らが非行を克服していく、というシステムです。審判もこれに向けて教育的働きかけをする場です。これは、非行という結果から（あるいは「非行」（犯罪）という枠の中で）子どもを見るだけではなく、子どもを理解するなかで、

非行の意味を理解しようとするものです。

こうした考えのもと、犯罪の嫌疑の認められる犯罪少年の事件につき全件を人間諸科学機関をもつ家庭裁判所に送致することが義務付けられました。そのうえで家庭裁判所の審判には検察官の関与は一切認められませんでした。検察官は刑事責任を追及する機関でありその方針も刑事政策的観点からなされるところで、教育や福祉の機関ではないからです。逆にいえば、全件送致主義を崩したり、審判に検察官が関与すれば、処遇を決めるにも非行事実が最大の要素という考えになり、少年の抱えた問題（要保護性）をどのように改善していくかという観点は大きく後退し、結果、少年法 1 条の理念は後退してしまうという考えからです。

このように全件送致主義と審判に検察官を関与させないというシステムは、少年法 1 条の理念を守るための中核に位置するものです。少年法 1 条の「健全育成」は人間科学主義が中核なのです。

2 2000 年「改正」前の日本政府がとった姿勢

(1) 子どもの権利条約における少年司法の基本的考え方

わが国は子どもの権利条約を締結しています。少年司法については、子どもの権利条約の「特別な保護を要する子ども」の分野に入っており、条約 37 条・40 条のほか、少年司法運営に関する国連最低基準規則等、子どもの権利条約と一体となる国際文書が多くあります。そして、単に少年司法の条項だけを考えるのではなく、条約全般にわたる包括的政策が必要であるとし、特に条約 2 条（差別の禁止）、3 条（子どもの最善の利益）、6 条（生命・生存・発達の権利）、12 条（意見表明権）に掲げられた一般原則、そして条約 37 条・40 条に掲げられた少年司法の基本的原則を体系的に適用しなければならない、としています（国連子どもの権利委員会一般的意見 10 号「少年司法における子どもの権利」パラ 5）。

この一般的意見では、子どもの最善の利益（3 条）と少年司法の関係について、「少年司法の運営との関わりで行われるすべての決定において、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならない。子どもは、その身体的および心理的発達ならびに情緒的および教育的ニーズの面で、成人とは異なる。このような違いが根拠となって、法律に抵触した子どもの有責性は軽減されるのである。これらのものをはじめとする違いこそが独立の少年司法制度を設けなければならない理由であり、そこでは子どもの異なる取扱いが要求される。子どもの最善の利益を保護するとは、たとえば、罪を犯した子どもに対応するさいには刑事司法の伝統的目的に代えて立ち直りおよび修復的司法という目的が追求されなければならないということである。」（パラ 10）とっています。また、条約 6 条との関係では「子どもの発達を支援するような方法で少年非行に対応するための政策につながるなければならない。」（パラ 11）とっています。

そしてこの一般的意見はいいます。「委員会は、公共の安全の保全が司法制度の正当な目的のひとつであることを認知する。しかし委員会は、この目的を達成するにもっとも役立つのは、条約に掲げられた少年司法の主導的かつ総括的な原則の全面的に尊重および実施

することであるという見解をとるものである。」(パラ 14)。

現行少年法も、少年の健全育成を図ることで、結果として上記をもたらすという視点を持っています。実際、成長発達を支援するという形で再犯を防いでいる日本の少年法はこの点でよく機能しており、世界的にみても犯罪が少ない国になっているのです。

(2) 1996 年日本政府報告書

このような条約の考え方に日本の少年法はよく合致していました。

日本政府は国連の子どもの権利委員会 (C R C) に定期的に報告をしていますが、2000 年少年法「改正」前は次のように報告しています (1996 年 5 月 30 日の第 1 回日本政府報告書)。

「家庭裁判所は、非行事実の有無について判断する司法的機能を有するとともに、再非行防止の観点から、人間関係諸科学の専門職である調査官の補助を得ながら、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について医学、心理学、教育学、社会学等の専門知識を活用して調査を行い、非行の原因、再非行予防のための諸要素に関する要保護性の判断を適切に行う福祉的機能を有している。そして、この二つの機能を生かすためには、検察官が弾劾し、その刑事責任を追及するという刑事手続のような対立構造は好ましくなく、関係者の協力を得て、裁判官が直接少年に語りかけ、教育的な働きかけを行うことのできる非形式的な審問構造の方がふさわしいことから、少年審判手続では、家庭裁判所が自ら事件を調査し、審問を行い、少年にとって最も適切、妥当な措置をとり又は処遇を決定する職権主義的審問構造を採用している。」

3 検察官関与と検察官の抗告受理申立制度を新設した 2000 年「改正」の誤り

2000 年「改正」は 2000 年 6 月に廃案になった政府案に代わって、与党案という議員立法でなされました。

廃案になった政府案では検察官関与の対象は、今回の対象と同じく、「犯罪少年にかかる死刑又は無期若しくは長期 3 年を超える懲役若しくは禁固にあたる罪」でした。しかし、検察官関与には市民の反対が多く民主党をはじめとした野党も反対し廃案になったのです。そこで与党 (自民・公明) 案は検察官関与の対象を狭め現行法の範囲で提案し、それが採択されたのです。この経緯は忘れられたのでしょうか。

わたしたちは、これまで述べた理由で検察官関与自体に反対していましたし、現在もそれは同じです。少年審判に検察官を関与させる現行法をこそ見直し、もとに戻すべきだと考えています。ましてや、それを拡大することがあってはなりません。

4 非行事実を争う少年に対してどのように対応するか

2000 年「改正」の論拠は、非行事実が激しく争われる事件において少年との対峙状況を回避し、非行事実認定に多角的視点を取り入れることにより、非行事実認定手続を「適正化」するためのもの、とされました。しかし、これは、「非行事実あり」の方向へと少年

を追及しようという必罰主義的手続であり、無辜の発見・救済を困難にします。さらに「非行事実」概念も広範で曖昧であって、社会秩序維持・社会防衛適用性を少年審判に取り込むことになるばかりか、さらに少年法において、非行事実を最大要素に置くことになり、科学主義を基盤として機能する「健全育成」という法の目的を崩壊させるものでした。

先述した日本政府報告にあるように、少年法は、科学主義を採りながら少年と向きあって真実を把握していくことを予定しています。

家庭裁判所に捜査機関から捜査記録が送られますが、そのときは、刑事裁判と異なって起訴状一本主義もなく予断排除の原則は採られていません。当事者主義も採られておらず職権主義で進行されます。家庭裁判所では、こうしたシステムのなかで、送られてきた証拠を吟味するという「嫌疑の洗い直し」の視点で、この少年が非行をおかしたのか否かを精査するのです。そして、少年審判にあっても、「消極的実体的真実主義」（もしかしたらこの少年は非行をおかしていないかもしれないという視点で真実を発見する。無罪の推定がある以上当然です）がとられ、「積極的実体的真実主義」（少年を「加害者」とする方向で「真実を発見する」。結果、必罰主義になる）は少年法の理念にそぐわないとされたのです。

しかし、徐々にそれが変わり、司法的機能と教育機能の名で「やったのにウソがとおってやっていないというのは許されない」という誤った考えが出始めました。この前提には非行重視の立場があるのです。

2000年「改正」により、それがより強まり、司法機能の名で、少年司法の社会防衛機能が強化されていきます。ここでは少年の主張は押しつぶされ、不信感と無力感を与え、反教育的効果をもたらします。

もう一度、法と国際文書を確認します。

少年司法運営に関する国連最低基準規則にあつては、「手続は少年の最善の利益に資するものでなければならず、かつ、少年が参加して自らを自由に表現できるような理解し易い雰囲気の下で行われなければならない。」（14条2項）とされています。これは成長発達のためには処分結果のみならず手続もそれに沿って行うべきとした考えを示しています。

「審判は、懇切を旨とし、なごやかに、これを行わなければならない。」とした「改正」前少年法22条は、上記と通じます。審判は、非行事実認定と要保護性の判断をし、処遇をきめる場面です。この条文は、捜査機関が送った証拠で一応の心証を持つ可能性はあるが、まったく白紙の心境で少年とじかに相対して、その心情を洞察し、事案全体の真実と問題性の所在を把握することに努めるため、置かれた条文です。少年審判の場は、健全育成を究極の目標とする保護手続全体のかなめとして「教育の場」であり、ケースワーク的な機能をも営むのです（団藤・森田 新版『少年法』第二版参照）。

5 「付添人とのバランスで検察官関与が必要」論の誤り

戦前の少年法でも検察官関与はなく、付添人制度（それも国選制度）がありました。付添人制度と検察官関与は理論的にもまったく関係はありません。ましてや少年法の理念か

ら「バランス論」などあり得ないのです。

日本国憲法の下で作られた少年法も、検察官関与はなく付添人制度が設けられました。これは、保護処分といえども人身の自由をうばう場合等制限があるので、人権侵害をチェックし成長発達を援助するために取り入れられたものです。40条2項(b)(ii)において弁護士等の人権的援助を受けることを子どもの権利として認めている子どもの権利条約を批准した今日ではさらに深化し、付添人の法的援助を平等に保障することは国の責任というべきであって、国選付添人制度の拡充は当然の要請です。

今回の検察官関与拡大論は、「保護処分の目的であっても、少年に言い逃れが許されないということをつくらせること。加害者側だけに協力者が増えることは心配なので、バランスを考える検察官と被害者につく弁護士も必要である。それが加害者少年のためでもある。」という主張が根底にあります。これは、非行事実認定のための審理において、少年が加害者（犯人）であることを前提にしたうえで、「言い逃れを許さない」という観点から検察官の関与を国選付添人の拡大とのバランス上必要とするとの主張です。これはひとりの非行少年も逃してはならないという前記必罰的観点というべきであり、無罪推定の原則に立つ公平、公正な審理を行う適正手続の精神に反する明らかに誤った理解に基づく主張です。

さらに、最高裁判所は、国会における答弁（2012年6月19日参議院法務委員会）で、日弁連の少年保護事件付添援助事業により、観護措置をとられた少年の70%以上に弁護士付添人が選任されている現在の状況下において、事件関係者から、審理のバランスを欠いているといった批判がないことを認めています。これは、国選付添人制度拡大とのバランス上、検察官関与対象事件をも拡大しなければならないという立法の根拠となる事実すら存在していないことを示しています。

6 2000年「改正」検察官関与がもたらした現実

それ以前からもその傾向はありましたが、2000年「改正」による検察官関与により少年審判はますます「非行事実重視」になり刑事裁判化しています。ケースワークを基本として実現すべき少年法1条が期する「健全育成」は危機に瀕しています。

以下では検察官関与が直接子どもに弊害をもたらした事案や冤罪の増加等の問題を指摘します。

もともと2000年「改正」による検察官関与は冤罪の増加が危惧されていましたが、少年司法の場において無罪推定の原則を逸脱し、ひとりの非行少年も見逃さないという積極的実体的真実発見主義に立つ非行事実重視に傾斜し、その弊害が多くの子どもにもたらされました。なかでも、いわゆる大阪地方裁判所所長襲撃えん罪事件にそれが典型的に現れています。

同事件においては、共犯とされた成人に無罪判決がなされ、少年についても大阪高裁が家裁の少年院送致決定を、非行事実の認定に合理的疑いありとして破棄差し戻し、差戻審家裁が非行事実なしとした不処分決定に対し、検察官が不服として抗告受理の申立をした

のです。大阪高裁はこれを認めて、再度事件を家裁に差し戻す決定をしましたが、少年側が再抗告を申し立て、最高裁は、高裁決定を取り消し、家裁の不処分決定を確定させました。事件当時14歳の少年の無実が確定するまで、検察官の抗告受理の申し立てにより、少年は二重の手續の危険にさらされ、実に4年半の歳月の審理を要しています。

この事件の最高裁決定は、第1次家裁の少年院送致決定と、検察官の抗告受理を認めた第2次高裁決定とが、いずれも少年の自白が客観的証拠に照らして明らかに矛盾しているにもかかわらず、自白の信用性を認めたという誤った証拠評価を批判し、特に田原睦夫判事は補足意見において「殊に少年事件においては、捜査機関の意向に迎合して容易に自白する危険性が高いことを如実に示す一事例である」と指摘しています。

この事例は、公益の代表者として「適切な事実認定に協力する」ことを目的とされた検察官の審判関与、抗告受理申立のあり方が、未成熟な子どもの視点に立たず、無罪推定の原則を逸脱し、自白を偏重した不適切なものであった典型例です。御殿場事件における検察官の抗告受理申立も同様の問題があることは明らかです。しかも、この事件では司法的な救済もなされていません。このほか、冤罪が冤罪として明確にならないままの少年も少なくありません。冤罪であると確定した場合（上記大阪地裁所長襲撃事件以外）でも長い時間がかかっています。

第2 少年刑の見直しについて

1 少年刑見直し事項

刑事裁判に付される少年に対して言い渡せる不定期刑につき短期（現行の上限は5年）と長期（現行の上限は10年）の上限を、それぞれ短期10年、長期15年まで引き上げること、18歳未満の少年で処断刑が無期の場合の代替有期刑の最長を現行15年から20年まで引き上げるといふものです。

昨今、不定期刑の場合にあつて短期刑で満了になるケースはないと言われていています。また、少年法では、短期の3分の1を経過した後仮釈放が可能となっています（58条）が、実際の運用は長期が基準になっており、少年法の規定する不定期刑の意味が没却される運用にあります。これら運用を改善すべきは当然です。そして法律上も短期・長期とも上限が引き上げられれば、それだけ社会復帰が遅くなり、拘禁による弊害や社会復帰がスムーズにいかないなどさまざまな弊害が生じます。

18歳未満の少年で処断刑が無期の場合2000年「改正」前は有期刑に「する」規定でしたが、2000年「改正」で「できる」規定に改悪されました。この問題を差し置いて、更に現行上限の15年を20年に引き上げるといふのです。しかも、その仮釈放の要件について現行の「3年を経過したとき」から「その刑の3分の1が経過したとき」にするといふのです。刑期が引き上げられればそれだけ少年への弊害が生じることになるのは不定期刑の引き上げで論じたことと同じです。

2 刑罰でも少年法1条「健全育成」の適用がある

今回の見直しについて報道によると、「成人と比べて軽すぎる」という「犯罪被害者や裁判員裁判経験市民の声」を「根拠」にしているようですが、これらはなぜ少年法があるのか、という命題を無視した意見です。既に第1の1で述べたように、少年法は、犯罪をおかした子どもも成長発達の権利がありそれを支援し、非行の問題を解決していこうという理念のもとでできています。結果的にこの方が社会の安全を保てるとしたものでもあります（前掲一般的意見10号パラ14も参照）。これは、刑事処分に付され刑罰が適用される子どもにも求められるもので、少年法1条にある「健全育成を期す」は刑罰においても求めていることを直視すべきです。成人との比較は少年法を理解していないと言わざるを得ません。

前記しましたが、国連子どもの権利委員会一般的意見10号（少年司法における子どもの権利）では「少年司法の運営との関わりで行なわれるすべての決定において、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならない。子どもは、その身体的および心理的発達ならびに情緒的および教育的ニーズの面で、成人とは異なる。このような違いが根拠となって、法律に抵触した子どもの有責性は軽減されるのである。これらのものをはじめとする違いこそが独立の少年司法制度を設けなければならない理由であり、そこでは子どもの異なる取扱いが要求される。子どもの最善の利益を保護するとは、たとえば、罪を犯した子どもに対応するさいには刑事司法の伝統的目的（禁圧／応報）に代えて立ち直りおよび修復的司法という目的が追求されなければならないということである。」（パラ10）とその趣旨を明確にしています。

一般的意見10号のパラ71では「委員会は、犯罪への対応は常に、犯罪の状況および重大性のみならず、子どもの年齢、有責性の低さ、状況およびニーズ、ならびに、社会の種々のニーズおよびとくに長期的ニーズにも比例したものであるべきであると、強調したい。厳格に懲罰的なアプローチは、条約第40条1項に掲げられた少年司法の主導的原則に一致しない（前掲パラ5-14参照）。」とし、「子どもによる重大犯罪の事案では、罪を犯した子どもの状況および犯罪の重大性に比例する措置を、公共安全および制裁の必要性に関する考慮を含む形で検討することができる。」が、「子どもの事案では常に、このような考慮よりも、子どもの福祉および最善の利益を保護し、かつその再統合を促進する必要性が重視されなければならない。」としています。

長期刑は、再統合促進という意味でも更生という意味でも逆方向に働くことは多くの研究で実証されています。殊に子どもの「時間」はおとなとは異なります。成長期にある子どもにとって長期の収容は害が多いのです。それゆえ、子どもの権利条約をはじめとする国際文書は、身体拘束や施設収容は「例外のもの」とし、「最後の手段」で期間も「必要最小限」としているのです。

一般的意見10号の生命および発達に対する権利の項（パラ11）では「自由の剥奪の利用は、調和のとれた子どもの発達にとってきわめて重大な帰結をもたらすとともに、社会への子どもの再統合を深刻に阻害する。これとの関連で、条約第37条(b)は、発達に対する

子どもの権利が全面的に尊重および確保されるよう、逮捕、拘禁または収監を含む自由の剥奪は最後の手段として、かつもっとも短い適当な期間でのみ用いられるべきことを、明示的に規定しているところである（後掲パラ 78—88 参照）。」としています。

少年司法国連最低基準 19. 1 では「少年の施設措置は常に、最後の手段のかつ必要最小限の期間の処分でなければならない。」とされていますが、この注釈では、「進歩的犯罪学では施設内処遇よりも施設外処遇を優先させることが提唱されている。施設内処遇の効果という点で、施設外処遇との違いはほとんどまたはまったく見出されていない。いかなる施設環境でも個人に多くの悪影響が及ぼされるのは避けられないと思われ、それを処遇の努力によって打ち消すことは明らかに不可能である。このことは、悪影響を受けやすい少年の場合にはとくに当てはまる。さらに、自由を喪失するだけではなく通常の社会環境からも切り離されることの悪影響が、少年の場合には早期の発達段階にあるために成人の場合よりも深刻であることも、確かである。」と述べています。

3 CRCの所見を無視するのか

不定期刑は刑事罰においても限りなく少年法 1 条を実現すべく、少年の可塑性に注目して採られた制度です。もともと長期間の刑罰は前述のように益なく害ありで、10 年を超える不定期刑にはもはや教育的効果はないと断言できます。

CRC はわが国に対し 3 度にわたって身体拘束を避け、代替的措置制度を増強するよう求めていますし、2000 年以降の少年法「改正」の厳罰化に懸念を示し、改善するよう勧告しています。殊に 2010 年の所見は重要です。

- ・むしろ懲罰的なアプローチが採用され、罪を犯した少年の権利および司法上の保障が制限されてきたこと

- ・刑事責任年齢〔刑事処分年齢〕が 16 歳から 14 歳に引き下げられたこと
- ・重罪を犯した 16 歳以上の子どもは刑事裁判所に送致されること
- ・これらは、罪を犯した子どもの処遇の障害となっていること
- ・成人刑事裁判所に送致される少年の人数が顕著に増加していること

などを懸念し、

- ・刑事責任〔刑事処分〕に関する最低年齢を従前の 16 歳に引き上げること
- ・専門裁判所以外の裁判所で成人として審理されないことを確保するとともに、このような趣旨で裁判員制度を見直すことを検討すること

などを勧告しています。

このことから、CRC は「少年刑の引き上げ」は言語道断であり、条約からは許されないと考えていることは明らかです。

そもそも、2000 年「改正」による 18 歳未満の無期刑に代わる有期刑軽減任意化こそ問題があるのです。

子どもの権利条約は、18 歳未満に対し、死刑とともに仮釈放のない終身刑を禁止しています。現実の無期刑が終身刑化し仮釈放が激減している事実を直視すれば、無期刑を科す

ことはできず、2000年「改正」により無期刑の代替刑が任意的になった改悪は少なくとも元に戻す必要があります。

さらに、CRCは、少年司法に関して18歳以上も少年司法の対象にしていることを評価しています（一般的意見10号パラ38）。日本の少年法は20歳未満までであり評価されるもので、本来18歳から20歳までの無期刑も死刑も廃止すべきです。

今回はそれは置くとしても、少年刑の引き上げは国際的にも許されないことを直視すべきです。「成人と比してあまりに軽い」などという少年法の理念を顧みない議論は成り立ちません。

第3 犯罪被害者や市民の声と政府はどう向き合うか

1 前述したように今回の少年刑の見直しは、裁判員裁判経験市民の声や犯罪被害者の声を「根拠」にしています。

検察官関与も含め、犯罪被害者のなかにこれらを求める声があることはわかりますが、問題は少年法の存在、その理念の合理性への理解を求めるという努力が必要なのではないでしょうか。被害者の権利回復は、被害者の権利回復を趣旨とした独立の法律で、総合的な制度構築により行われるべきです。

また、前述の裁判員経験市民の声は、裁判官からきちんと説示されず（仮に説示されたとしても短時間では十分な理解は得られません）、少年法の理念が理解されないまま出ているという事実もあります（そもそも、法の基本的な理解を欠いたままの裁判は、公正な裁判とはいえません）。さらに、「多感な時期に刑務所で長く過ごすのが将来にとっていいのか」と自問した裁判員など裁判員の意見もさまざまである（東京新聞2012年9月21日報道）にもかかわらず、「刑が軽すぎる」という裁判員の声だけを取り上げて厳罰化の根拠にすることは問題です。

少年法の理念の理解を欠いたまま判断している声を背景にすれば、犯罪に対しては厳罰化になってしまうのは当然かもしれません。残念ながら、少年法の理念は市民に十分理解されているとはいえず、ますますその傾向が強まっています。

しかし、責任あるものとして政府がその方向に流れてはなりません。

CRCの一般的意見10号では、「罪を犯した子どもはメディアで否定的な取り上げ方をされることが多く、これがこうした子どもたちに対する、かつしばしば子どもたち一般に対する、差別のおよび否定的なステレオタイプの形成を助長している。罪を犯した子どもを否定的に取り上げ、または犯罪者扱いすることは、しばしば少年非行の原因に関する誤った提示のしかたおよび（または）誤解にもとづいており、かつ、より厳しいアプローチ（たとえばゼロトレランス〔絶対的不寛容〕、3ストライク・アウト〔3度以上有罪と認定されれば例外なく収監刑〕、義務的量刑、成人裁判所における裁判および他の主として懲罰的性質の措置）を求める声に帰結するのが常である。」（パラ96）と言い、さらに「少年非行の根本的原因およびこの社会問題に対する権利基盤アプローチに関して理解を深めるための積極的環境を創り出すことを目的として、締約国は、刑法に違反したと申し立て

られている子どもに条約の精神および義務にしたがって対応する必要性および義務についての意識を高めるための教育的その他のキャンペーンを実施し、促進しかつ（または）支援すべきである。これとの関連で、締約国は、議会議員、NGOおよびメディアの積極的かつ前向きな関与を求めるとともに、刑法に抵触したことがあるまたは現に抵触している子どもに対する権利基盤アプローチについての理解の向上に関する、彼らの努力を支援することが求められる。子ども、とくに少年司法制度に関わった経験を有する子どもがこれらの意識啓発の努力に関与することは、不可欠である。」（パラ 96）とします。

そして、「とくに法執行および司法機関に従事するあらゆる専門家が、条約の規定一般、とくにその日常業務に直接関わる規定の内容および意味について適切な訓練を受けることは、少年司法の運営の質にとってきわめて重要である。このような訓練は体系的かつ継続的に組織されるべきであり、関連する国内法および国際法の規定についての情報に限定されるべきではない。とくに、少年非行の社会的その他の原因、子どもの発達の心理的その他の側面（女子およびマイノリティまたは先住民族に属する子どもに対しては特別な注意を要する）、若者の世界の文化および傾向、集団活動の力学、ならびに、刑法に抵触した子どもを取り扱うために利用可能な措置、とくに司法手続によらない措置に関する情報が含まれるべきである。」（パラ 97）

かつて、最高裁判所は 1950 年代、「少年法は甘い」「凶悪化している」等の意見がでた際、「客観的な数値は凶悪化していない」「少年法の理解を求める」などとしていました。

いま必要なのはこのような取り組みです。少年法の理念と更生保護の理念を市民に伝え、子どもの育ちを支援する法的・社会的仕組みを構築することです。そしてそれは国連からも要望されていることだということを真摯に受けとめてください。

以上

子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会（通称「子どもと法・21」）

連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-25-10-608

石井法律事務所気付

電話 03-3353-0841 FAX 03-3353-0849

【別添 CRCの少年司法に関する日本政府に対する所見】

第1回（少年司法に関係する部分のみ）

<主要な懸念事項>

13. 委員会は、とりわけ、・・施設に措置されたまたは自由を奪われた子ども・・との関りで、差別の禁止（第2条）、子どもの最善の利益（第3条）および子どもの意見の尊重（第12条）という一般原則が、子どもに関わる立法政策および計画に全面的に統合されていないことを懸念する。

15. 委員会は、とくに家庭、学校およびその他の施設において子どものプライバシーへの権利を保障するために締約国がとった措置が不十分であることを懸念する。

18. 委員会は、施設に措置される子どもが多数存在すること、・・を懸念する。

27. 少年司法の運営に関わる状況、および、それが条約とくに第37条、第40条および第39条、ならびに少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京規則）、少年非行の防止のための国連指針（リャド・ガイドライン）および自由を奪われた少年の保護のための国連規則といった他の関連の基準の原則および規定と一致しているかどうかという点は、委員会にとって懸念の対象である。とりわけ、委員会は、独立した監視および適切な苦情申立てのための手続が不十分であること、ならびに身柄拘束および最後の手段としての審判前の身柄拘束の使用に代わる手段が不十分であることを、懸念する。代用監獄の環境も懸念の対象である。

<提案および勧告>

33. 委員会は、条約の規定が子どもおよび大人の双方によって広く知られかつ理解されることを確保するために、締約国がさらなる努力を行うよう勧告する。あらゆる専門家グループを対象として、子どもの権利に関する体系的な研修および再研修のプログラムが組織されるべきである。このような専門的グループには、警察および治安部隊の構成員ならびにその他の法執行官、司法職員、弁護士、裁判官、・・ソーシャルワーカー・・子どもをケアする施設の職員・・が含まれる。

35. 条約の一般原則、とりわけ差別の禁止（第2条）、子どもの最善の利益（第3条）および子どもの意見の尊重（第12条）という一般原則が、政策に関する議論および意思決定の指針となるのみならず、いかなる法改正ならびに司法上および行政上の決定においても、かつ子どもに影響を与えるあらゆる事業および計画の発展および実施においても適切に反映されることを確保するために、さらなる努力が行われなければならないというのが委員会の見解である。

36. 委員会は、締約国に対し、とくに家庭、学校、ケアのための施設および他の施設において子どものプライバシーへの権利を保障するために、法的措置も含めて追加的措置をとるよう勧告する。

39. 委員会は、締約国に対し、特別な支援、ケアおよび保護を必要としている子どもたちに対して家庭環境に代わるものを提供するために設置された構造を強化するための措置をとるよう勧告する。

48. 委員会は、締約国に対し、条約ならびに北京規則、リャド・ガイドラインおよび自由を奪われた少年の保護のための国連規則といったこの分野の他の国連基準に従って、少年司法の見直しを行うことを構想するように勧告する。身柄拘束に代わる手段の確立、監視および苦情申立ての手続ならびに代用監獄の環境に対し、特段の注意が向けられるべきである。

第2回（少年司法に関係する部分のみ）

53. 委員会が締約国の第1回報告書を審査して以降、締約国が少年法改革を進めてきたことには留意しながらも、委員会は、改革の多くが、条約および少年司法に関する国際基準の原則および規定の精神にのっていないことを懸念する。このことはとくに、刑事責任に関する最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたこと、および、審判前の身柄拘束の期間が4週間から8週間に引上げられたことに関して指摘できる。委員会はまた、成人として裁判を受けて拘禁刑を言い渡される少年が増えていること、および、少年が終身刑に付される可能性があることを懸念するものである。最後に委員会は、評判の芳しくない場所に頻繁に通うなどの問題行動を示す子どもが罪を犯した少年として扱われる傾向があるという報告を懸念する。

54. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- a. 少年司法の運営に関する委員会の一般的討議（1995年）に照らし、少年司法に関する基準、とくに条約第37条、第40条および第39条、ならびに少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京規則）および少年非行の防止のための国連指針（リヤド・ガイドライン）の全面的実施を確保すること。
 - b. 法律を改正して少年に対する終身刑を廃止すること。
 - c. 自由の剥奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため、身柄拘束（審判前の身柄拘束を含む）に代わる手段の利用を増強すること。
 - d. 現在、家庭裁判所が16歳以上の子どもの事件を成人刑事裁判所に移送できることについて、このような実務を廃止する方向で見直しを行なうこと。
 - e. 法律に触れた子どもに対し、法的手続全体を通じて法的援助を提供すること。
 - f. 問題行動を抱えた子どもが犯罪者として取り扱われないことを確保すること。
 - g. リハビリテーションおよび再統合のためのプログラムを強化すること。

第3回（少年司法に関する部分のみ）

- 11.・・・委員会はまた、少年司法分野におけるものも含め、国内法の一部の側面が条約の原則および規定にいまなお一致していないことにも留意する。
83. 委員会は、2000年の少年法改正においてむしろ懲罰的なアプローチが採用され、罪を犯した少年の権利および司法上の保障が制限されてきた旨の、締約国の第2回報告書（CRC/C/104/Add.2）の検討を受けて2004年2月に表明した前回の懸念（CRC/C/15/Add.231）をあらためて繰り返す。とりわけ、刑事責任年齢〔刑事処分年齢〕が16歳から14歳に引き下げられたことにより、教育的措置がとられる可能性が低くなり、14～16歳の多くの子どもが矯正施設への収容の対象とされている。また、重罪を犯した16歳以上の子どもは刑事裁判所に送致される可能性があり、審判前の身体拘束〔観護措置〕期間は4週間から8週間に延長され、かつ、非職業裁判官制度である裁判員制度は、専門機関である少年〔家庭〕裁判所による、罪を犯した子どもの処遇の障害となっている。
84. 委員会はさらに、成人刑事裁判所に送致される少年の人数が顕著に増加していることを懸念するとともに、法に抵触した子どもに認められている手続的保障（弁護士にアクセスする権利を含む）が制度的に実施されていないため、とくに自白の強要および不法な捜査実務が行なわれていることを遺憾に思う。委員会はまた、少年矯正施設における被収容者への暴力が高い水準で行なわれていること、および、少年が審判前に成人とともに勾留される可能性があることも懸念する。
85. 委員会は、締約国に対し、少年司法における子どもの権利に関する委員会の一般的意見10号（2007年）を考慮に入れながら、少年司法制度を条約、とくに第37条、第40条および第39条、ならびに、少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京規則）、少年非行の防止のための国連指針（リヤド・ガイドライン）、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則（ハバナ規則）および刑事司法制度における子どもに関する行動についてのウィーン指針を含む少年司法分野のその他の国連基準と全面的に一致させる目的で、少年司法制度の機能を再検討するよう促す。とりわけ委員会は、締約国がとくに以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 子どもが刑事司法制度と接触することにつながる社会的条件を解消するために家族およびコミュニティの役割を支援するなどの防止措置をとるとともに、その後のスティグマを回避するためにあらゆる可能な措置をとること。
 - (b) 刑事責任〔刑事処分〕に関する最低年齢との関連で法律を見直し、従前の16歳に引き上げることを検討すること。
 - (c) 刑事責任年齢に達していない子どもが刑法犯として扱われまたは矯正施設に送られないこと、および、法に抵触した子どもが常に少年司法制度において対応され、専門裁判所以外の裁判所で成人として審理されないことを確保するとともに、このような趣旨で裁判員制度を見直すことを検討すること。
 - (d) 現行の法律扶助制度の拡大等により、すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的その他の援助を提供されることを確保すること。

(e) 可能な場合には常に、保護観察、調停、地域奉仕命令または自由剥奪刑の執行停止のような、自由の剥奪に代わる措置を実施すること。

(f) (審判前および審判後の) 自由の剥奪が最後の手段として、かつ可能なかぎり短い期間で適用されること、および、自由の剥奪がその中止の観点から定期的に再審査されることを確保すること。

(g) 自由を奪われた子どもが、審判前の身体拘束の時期も含め、成人とともに収容されず、かつ教育にアクセスできることを確保すること。

(i) [(h)] 少年司法制度に関わるすべての専門家が関連の国際基準に関する研修を受けることを確保すること。

注〔 〕は訳者による補足。